



福岡医発第 2229 号（地）
令和 6 年 11 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

エムボックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、当該疾病の感染を疑う患者を診察した場合の対応については、令和 6 年 8 月 23 日付福岡医発第 1498 号（地）等にてご連絡しているところです。

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

本件は、当該疾病はクレード（系統群）の違いにより重症度が異なる可能性が示唆されているため、国立感染症研究所によるクレード検査結果判明後に、届出医療機関を管轄する保健所が、サーベイランスシステムに追記することについてお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6 疾病第 2 5 7 6 号
令和 6 年 1 0 月 3 0 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)

エムボックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

当該疾病の感染を疑う患者を診察した場合の対応については、令和 6 年 8 月 30 日付 6 疾病第 1 8 7 6 号にてお願いしているところです。

当該疾病はクレード(系統群)の違いにより重症度が異なる可能性が示唆されております。そのため、国立感染症研究所によるクレード検査結果判明後に、届出医療機関を管轄する保健所が、サーベイランスシステムに追記させていただきます。つきましては、このことについて、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL : 092-643-3597

事務連絡
令和6年10月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

エムボックスの発生届の感染症サーベイランスシステムへの入力について

我が国では、エムボックスについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、4類感染症に位置づけられており、エムボックスの患者を診断した医師には、感染症法第12条に基づき都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

現在、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、コンゴ民主共和国及び周辺国において感染が拡大しているエムボックスについては、クレードⅠのエムボックスウイルスによる流行が報告されており、クレードⅠはクレードⅡよりも重症化するリスクが高い可能性が指摘されています。

つきましては、国内におけるエムボックスのクレード別の発生状況及び疫学情報を迅速に把握するため、エムボックスの発生届を感染症サーベイランスシステムに入力する際には、備考欄にクレードを記入（陽性確認時にクレードが判明していない場合は、発生届を提出の上、ウイルスのクレードが判明した時点で備考欄にクレードを追記）いただくようお願いいたします。